

Q: 新型コロナウイルス感染症に関する検査により陽性が確認され、現地当局指定の療養(隔離)期間を経過して、同当局規定により隔離を終了しているものの、PCR検査においては陽性判定が続いています。

検査結果が陰性になるまで日本に帰国・入国できないですか。

A: 日本への帰国・入国のために受けた新型コロナウイルス感染症に関する検査により陽性が確認され、現地当局指定の療養(隔離)期間を経過して、同当局規定では隔離が終了しているものの、PCR検査においては陽性判定が続いている方で、以下 1 のいずれかに該当する場合には、以下 2 の書類を電子メールに添付の上、[滞在地を管轄する大使館・総領事館](#)までご相談ください。

## 1 該当者

①日本国籍者、②在留資格保持者で再入国の場合、③日本国籍者・永住者の配偶者又は子の新規入国の場合など

※ 各州の指定する療養(隔離)期間については以下リンクをご参照ください。

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD4](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD4)

(例: ベルリン州での隔離の場合)

ア 陽性となった検査日(検体採取日)の翌日を起算日(1日目)として 10 日間経過すれば、11 日目に症状の有無にかかわらず、隔離終了。

イ 48 時間無症状であれば、陽性となった検査日(検体採取日)の翌日を起算日(1日目)として 5 日目以降に現地当局認証済の迅速検査(いわゆるシュネルテスト)を受検し、同迅速検査で陰性であれば隔離終了(仮に 5 日目に同迅速検査で陰性の結果が判明すれば、5 日目中に結果判明後直ちに隔離終了)。

**【重要】**48 時間無症状でない場合や、現地当局認証済の迅速検査で陰性にならない場合は、上記アのとおり、最長で 10 日間の隔離が必要。

**【重要】**以上はあくまでもベルリン州の場合です。各州の指定期間は上記リンク先でご確認ください。

## 2 相談に際して電子メールで送付いただく書類

**【重要】**電子メールの件名は「**出国前検査で陽性**」としてください。

- (1) パスポートの人定事項(顔写真)ページの写し
- (2) 日本帰国・入国予定のフライト情報(eチケット写し等)
- (3) 隔離することになった検査の陽性結果など(以下のいずれか)

ア 日本への帰国・入国のために受けた PCR 検査または抗体定量検査または迅速

## 検査(シュネルテスト)の陽性結果

イ セルフテストや症状によって医師から指示のあった場合は、下記(5)の医師の診断書、レターに隔離開始日が明記されるようにしてください。

(4)現地当局の指定する隔離期間を経過後の検査の陽性結果(検査は日本の厚生労働省が有効と認める検体及び方法に限ります)

(5)医療機関の診断書、レター(様式自由。ただし医師署名または医療機関押印が必要)

ア 受診時期:療養(隔離)期間の経過後

イ 内容:対象者氏名、生年月日などとともに以下の二点が記載されていること

○新型コロナウイルス感染症で陽性と確認された後に療養(隔離)期間を経過していること。

○同感染症から回復済であること。または同感染症に関して他者への感染力がないこと。

(6)上記1のベルリン州の例のように、指定隔離期間の短縮が適用となった場合については、短縮が可能となった迅速検査の陰性結果も合わせて送付してください。

●備考1:上記(4)(5)については、現地当局の指定する隔離期間を経過後であれば、どちらが先の日付でもかまいません

●備考2:大使館・総領事館に提出する文書については、独語のみでも構いません。ただし、日本到着時に日本の保健当局から説明を求められる可能性がありますので、各自で内容を把握、説明できるようにすることをお勧めします

●備考3:大使館・総領事館では医療機関の紹介は行っていません。以下のサイトの参照や保険会社(海外医療保険加入の場合)への相談などで、ご相談者自身で医療機関をご手配ください。

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_byouin.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_byouin.html)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/europe/germany.html>

## 3 ご相談をいただいた後の対応

(1)ご相談をいただいてから回答するまでに最短でも2営業日、最大で5営業日程度かかる場合があります。帰国フライトの予約に際しては、ご相談者側の必要書類の準備にかかる日数、当方が対応するのに必要な日数を想定の上、必ず事前に大使館・総領事館にご相談ください。

(2)書類確認後、大使館・総領事館から「日本入国に必要な出発前検査の陰性証明を取得できない」旨を記載した文書を用意できる可能性があります(PDF版を電子メールで送付可能。PDF版は各自で印刷して手持ちにされることを強くお勧めします)。

ただし、**この文書をもって日本に向かうフライトに搭乗できるかの判断はあくまで航空会社が行うものです。本件をご相談される方は、必ずご自身で利用航空会社に対**

**して、出発前検査の陰性証明に代えて当館から出される文書で搭乗可能であることをご確認ください。**

なお、この文書は定型文書であり、対象者氏名、パスポート番号は記載されますが、その他は形式・内容が定められています。

(3) 上記(2)文書の受領後に出発前検査を受けて陰性証明を取得した場合、発行元の大使館・総領事館にご一報いただいた上で、文書は適宜廃棄してください。